

政策・調整会議（庁内会議）

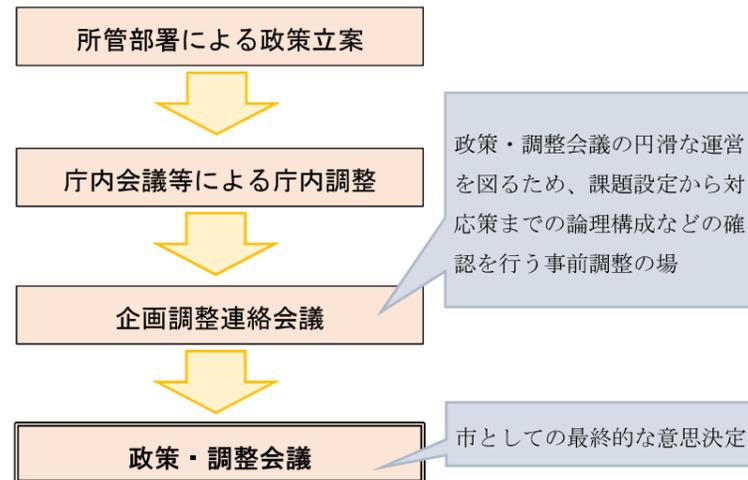
（1）会議の役割

市政の基本方針及び重要政策を、最終的に政策決定する場であり、市政の基本方針及び重要施策について審議決定するとともに、各部門間における重要事業の調整等を行い、行政の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に設置。

（2）主な会議出席者

市長、副市長、総務企画局長、財政局長、市民文化局長、所管局区長

（3）手続きフロー



（4）川崎市民間活用推進委員会との関係及び留意事項

■川崎市民間活用推進委員会での決定事項等を踏まえ、市がとりまとめる各施策を推進する上での考え方（方針や基本計画等）について、政策・調整会議に諮り、最終的な意思決定を行う。

■各事業の基本計画等を政策決定するにあたり、民間活用を行うのか否かについてもあわせて意思決定を行うことが必要となるため、政策決定プロセス（政策立案～政策決定）に民間活用に関する検討ステップを位置付ける。

公有地総合調整会議（庁内会議）

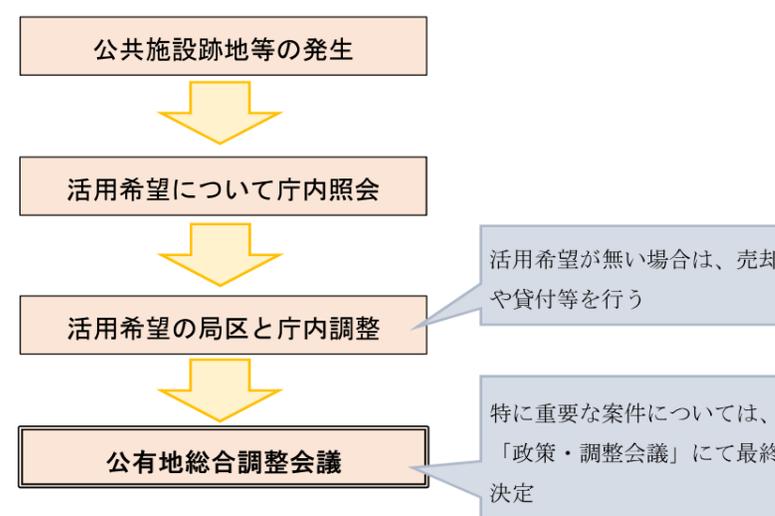
（1）会議の役割

本市における公共事業のための土地又は建物の取得及び本市が先行取得した土地のうち低利用または未利用の状態にある土地の有効活用に関する審議を行い、公有地等に係る施策の総合的かつ効率的な推進を図ることを目的に設置。

（2）主な会議出席者

副市長、総務企画局長、財政局長、市民文化局長、まちづくり局長、所管局区長

（3）手続きフロー（低・未利用地の有効活用等の場合）



（4）川崎市民間活用推進委員会との関係及び留意事項

■川崎市民間活用推進委員会での決定事項等を踏まえた取り組みの方向性について、庁内確認や情報共有を行う。

■既存施設の多目的化や複合化を行うことを念頭に、民間活用検討の前提となる必要な機能の整理や施設配置の考え方の整理を行う必要がある。

■既存施設の多目的化や複合化を行うにあたっては、コミュニティ施策と連携を図りながら地域課題や地域ニーズを把握し、民間活用による課題解決の可能性も検討する必要がある。

■上記の検討・整理を念頭に、民間活用の検討の前段階で検討すべき事項等を整理する。

■実際の検討プロセスにおいては、機能検討と民間活用可能性検討は、同時並行的かつ往復的に検討を進める場面が想定されることから、民間活用調整委員会との役割分担について整理を行う。

コミュニティ施策推進会議（庁内会議）

（1）会議の役割

「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく「市民創発」による施策推進について、総合的な視点により、以下の事務について、関係部署間での調整や連携を図り、施策の事業効果を高めることを目的に設置。

- ・「基本的考え方」に基づくコミュニティ施策の推進に関すること。
- ・コミュニティ施策の調整・連携に関すること。
- ・その他、コミュニティ施策の推進に関すること。

（2）主な会議出席者

都市政策部長、行政改革マネジメント推進室長、財政部長、資産管理部長、コミュニティ推進部長ほか、関係局区の部長級職員計26名

（3）手続きフロー

関係部署間の調整や連携を図るための会議であり、手続き上、本会議を経なければならないなどの制約はない。また、意思決定をする場ではないため、最終的な政策決定を行う際には、別途、政策・調整会議に諮る必要がある。

（4）川崎市民間活用推進委員会との関係及び留意事項

■川崎市民間活用推進委員会での決定事項等を踏まえた取り組みの方向性について、庁内確認や情報共有を行う。

川崎市コミュニティ施策検討有識者会議（有識者会議）

（1）会議の役割

「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく参加と協働による地域における課題の解決の新たなしくみの推進のために、学識経験者の専門的知見からの助言など、必要な意見聴取を行うために設置。

（2）主な会議出席者

委員は学識経験者複数名で構成、その他事務局として市民文化局コミュニティ推進部等が出席

川崎市資産マネジメント推進本部会議（庁内会議）

（１）会議の役割

本市における資産マネジメントの取組を全庁横断的かつ円滑に推進するために、主に以下の事務に関する必要な調整を行うこと目的に設置。

- ・資産マネジメントの第3期取組期間の実施方針に関すること
- ・個別施設計画に関すること
- ・資産マネジメント実施方針に基づく戦略の推進に関すること
- ・その他目的達成に必要な事項

（２）主な会議出席者

市長、副市長、各局区長

（３）手続きフロー

公共建築物の長寿命化の取組の方向性や公共施設等総合管理計画等の策定検討や公共建築物の活用検討を行う場である。（令和元年7月に設置）

（４）川崎市民間活用推進委員会との関係及び留意事項

■川崎市民間活用推進委員会での決定事項等を踏まえた取り組みの方向性について、庁内確認や情報共有を行う。

川崎市資産改革検討懇談会（有識者会議）

（１）会議の役割

資産マネジメントの推進に関し、以下の事項について委員の意見を求めることを目的に設置。

- ・資産改革に係る取組の現状分析及び課題
- ・課題解決に向けた方向性
- ・その他必要な事項

※川崎市資産マネジメント推進本部会議での議論を踏まえた取組の方向性等について、懇談会に報告を行う。

（２）主な会議出席者

委員は学識経験者複数名で構成、その他事務局として所管局が出席

川崎市民間活用調整委員会（庁内会議）

（１）会議の役割

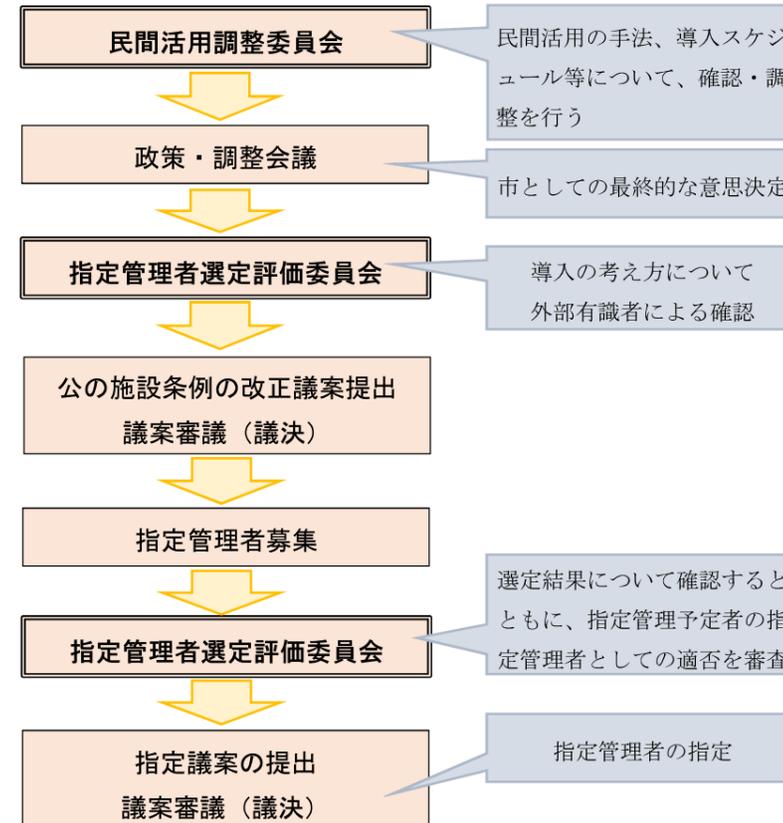
各局区の指定管理者選定評価委員会及び川崎市保育所等整備事業者選定評価委員会並びに川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会と連携し、主に以下の事務に関する必要な調整を行うことを目的に設置。

- ・公の施設の管理運営手法に関すること。
- ・公の施設の管理運営主体の審査に関すること。
- ・公の施設の管理者の行った管理運営業務の評価に関すること。
- ・民間事業者による施設整備及び運営または施設等の譲渡及びサービス提供主体の転換を併せて行うことによって公共サービスを行う事業主体の審査に関すること

（２）主な会議出席者

総務企画局長、財政局長、都市政策部長、行政改革マネジメント推進室長、財政部長、所管局区長

（３－１）手続きフロー（指定管理者制度新規導入の場合）



（４）川崎市民間活用推進委員会との関係及び留意事項

■川崎市民間活用推進委員会の決定事項等を踏まえた取り組みの方向性について、民間活用調整委員会において庁内確認や情報共有を行う。

■事業終了時の総括評価を行う場合、今後、川崎市民間活用推進委員会で審議を行う「総括のあり方」を踏まえた評価を、民間活用調整委員会や指定管理者選定評価委員会にて実施する。

指定管理者選定評価委員会（附属機関）

（１）会議の役割

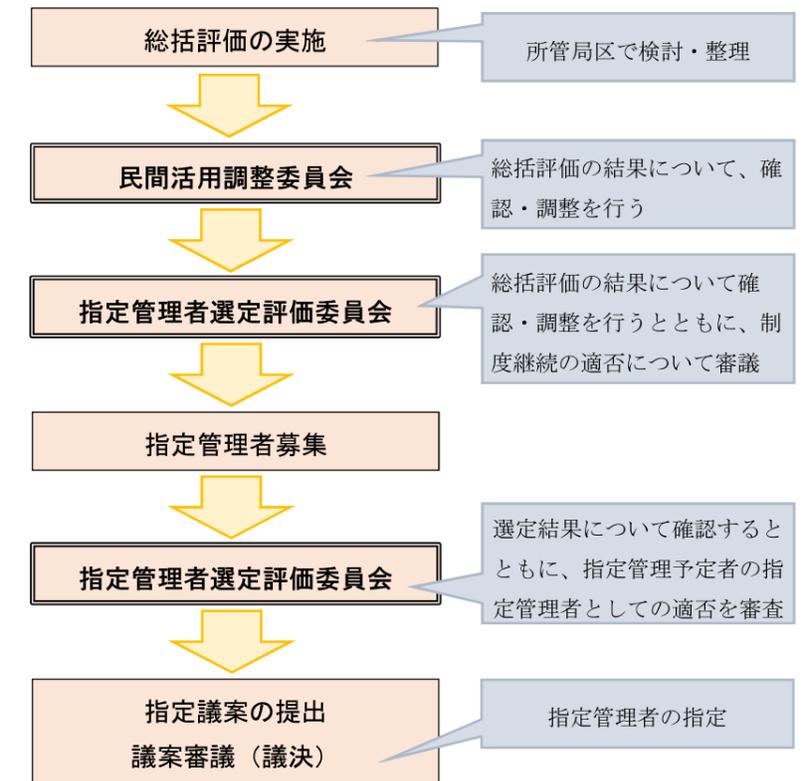
各局区が所管する公の施設における指定管理者制度の導入の適否並びに指定管理者の選定及び評価に関して調査審議することを目的に設置。

※「指定管理者選定評価委員会」という名称の附属機関はなく、「〇〇局指定管理者選定評価委員会」の様な形で各局区にそれぞれ設置されている。

（２）主な会議出席者

委員は学識経験者複数名で構成、その他事務局として所管局が出席

（３－２）手続きフロー（指定管理者制度更新の場合）



川崎市行財政改革推進本部会議（庁内会議）

（１）会議の役割

少子高齢化の一層の進展等の社会状況の変化により多様化・増大化する市民ニーズに的確に対応し、総合計画に掲げる政策・施策を着実に推進するため、必要な経営資源であるヒト・モノ・カネ・情報の確保等を行う本市の行財政改革を推進することを目的に以下の事務を所掌する本部を設置。

- ・行財政改革に係る推進計画の策定及び進行管理に関すること。
- ・組織整備計画及び職員配置計画に関すること。
- ・その他行財政改革に関すること。

（２）主な会議出席者

市長、副市長、全局区長

（３）手続きフロー

方針や取組の方向性等について、議論や情報共有を行うことを目的に開催しており、手続き上、本部会議を経なければならないなどの制約はないが、行財政改革に係る取組は、報告を行うことが通例となっている。また、意思決定をする場ではないため、最終的な政策決定を行う際には、別途、政策・調整会議に諮る必要がある。

（４）川崎市民間活用推進委員会との関係及び留意事項

■川崎市民間活用推進委員会での決定事項等を踏まえた取組みの方向性について、庁内確認や情報共有を行う。

川崎市行財政改革委員会（附属機関）

（１）会議の役割

行財政改革の着実な推進を図るために、改革について意見を聴くことを目的に以下の事務を所掌する委員会を設置。

- ・市の行財政改革のあり方等について意見を述べること。
- ・行財政改革プランに基づく改革の進捗状況について報告を受け、意見を述べること。

（２）主な会議出席者

委員は学識経験者複数名で構成、その他事務局として行政改革マネジメント推進室が出席

（３）手続きフロー

行財政改革に係る取組については、随時報告し、委員会での意見を踏まえた必要な見直し等を行うこととなっている。

（４）川崎市民間活用推進委員会との関係及び留意事項

■川崎市民間活用推進委員会での検討状況や取組みの方向性について、随時報告し、意見聴取を行う。

～各会議体との連携の考え方～ （今年度のイメージ）

